

危険物規制事務に関する行政手続法第6条の規定による標準審査期間

区分	許認可等の種類	根拠条文	標準処理期間	申請先	
1	危険物の仮使用又は仮取扱いの承認	消防法第10条第1項	5日	消防本部	
2	危険物施設の設置・変更許可	消防法第11条第1項	設置許可	21日	消防本部
			変更許可	14日	
3	危険物施設の完成検査	消防法第11条第5項	7日	消防本部	
4	危険物施設の仮使用承認	消防法第11条の2第1項	14日	消防本部	
5	危険物施設の完成検査前検査	消防法第14条の2第1項	5日	消防本部	
6	予防規程の認可、変更認可	消防法第14条の2第1項	7日	消防署	
7	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令第8条第4項	5日	消防本部	

- 備考
- 1 期間の起算は、民法の規定に基づき申請先に到達した日は含まないものとします。
 - 2 次に掲げる日及び期間は、標準処理期間には含まないものとします。
 - (1) 中野市の休日を定める条例に掲げる日
 - (2) 書類の補正に要する期間（資料の不足を含む）
 - 3 危険物施設の完成検査、危険物施設の完成検査前検査については、申請があった日から検査を行う日の前日までの期間は、標準処理期間には含まないものとします。